

富田林市文化財保護条例施行規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、富田林市文化財保護条例（平成 29 年富田林市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

（市指定文化財等の区分及び種別）

第 3 条 市指定文化財及びその他保存の措置を講ずべきものの区分及び種別は、別表のとおりとする。

（同意書）

第 4 条 条例第 6 条第 2 項本文の規定による同意は、指定同意書（様式第 1 号）により行わなければならない。

（指定書及び認定書）

第 5 条 条例第 6 条第 7 項の規定による指定書は、様式第 2 号とする。

2 条例第 6 条第 7 項（条例第 22 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による認定書は、保持者にあつては様式第 3 号とし、保持団体又は保存団体にあつては様式第 4 号とする。

（指定証書）

第 6 条 条例第 6 条第 1 項の規定により市指定文化財のうち無形の民俗文化財に指定した場合は、委員会は、当該無形の民俗文化財の保護に当たることを適当と認める保護者又は保護団体に対して指定証書（様式第 5 号）を交付することができる。

2 条例第 7 条第 1 項又は第 4 項の規定により市指定文化財のうち無形の民俗文化財の指定が解除された場合は、前項の規定により指定証書の交付を受けた者は、委員会に当該指定証書を返還しなければならない。

（指定書等の再交付）

第 7 条 第 5 条第 1 項の指定書、同条第 2 項の認定書又は前条第 1 項の指定証書（以下「指定書等」という。）が滅失し、毀損し、亡失し、又は盗難にあつた場合は、指定書等の交付を受けた者は、指定書等再交付申請書（様式第 6 号）により委員会に指定書等の再交付を申請しなければならない。

(管理責任者の選任又は解任届出)

第8条 条例第9条第3項の規定による届出は、管理責任者選任(変更・解任)届(様式第7号)とする。

(変更等の届出)

第9条 条例第10条第1項第1号の規定による届出は、所有者等変更届(様式第8号)とする。

2 条例第10条第1項第2号の規定による届出は、所有者等又は管理責任者の氏名等変更届(様式第9号)とする。

3 条例第10条第1項第3号本文の規定による届出は、所在の場所変更届(様式第10号)とする。

4 条例第10条第1項第3号ただし書に規定する規則で定める場合とは、非常災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない理由がある場合とする。

5 条例第10条第1項第4号の規定による届出は、滅失等届(様式第11号)とする。

(保持者等に係る変更の届出)

第10条 条例第10条第2項前段(条例第24条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める事由とは、次に掲げる場合とする。

(1) 保持者が芸名、雅号等を変更した場合

(2) 保持者又は保護者について、市指定文化財のうち無形文化財等又は市選定保存技術の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じた場合

2 条例第10条第2項前段(条例第24条において準用する場合を含む。)に規定する届出は、次の各号に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める届出書により行わなければならない。

(1) 保持者又は保護者が氏名、芸名、雅号等又は住所を変更した場合 保持者又は保護者の氏名等変更届(様式第12号)

(2) 保持者又は保護者が死亡した場合 保持者又は保護者死亡届(様式第13号)

(3) 保持者又は保護者について、その保持する市指定文化財のうち無形文化財等又は市選定保存技術の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じた場合 保持者又は保護者の心身故障届(様式第14号)

(4) 保持団体、保護団体又は保存団体が名称又は事務所の所在地を変更した場合 保持団体等の名称等変更届(様式第15号)

(5) 保持団体、保護団体又は保存団体が代表者を変更した場合
保持団体等の代表者変更届（様式第16号）

(6) 保持団体、保護団体又は保存団体が解散した場合 保持団体
等の解散届（様式第17号）

（現状変更等の許可申請等）

第11条 条例第17条第1項本文の規定による許可申請書は、現状変更等許可申請書（様式第18号）とする。

2 委員会は、前項の申請書を受け付けたときは、これを審査し、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為を許可するときは、現状変更等許可書（様式第19号）を交付するものとする。

3 前項の許可書の交付を受けた者が、その許可に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了したときは、速やかに現状変更等終了報告書（様式第20号）を委員会に提出しなければならない。

4 条例第17条第1項ただし書の規定による現状の変更の許可を受けることを要しない維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 市指定文化財のうち有形文化財又は記念物が毀損又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該文化財をその指定当時の原状（指定後において現状変更の許可を受けたものについては、当該現状変更後の原状）に復する場合

(2) 市指定文化財のうち有形文化財又は記念物が毀損又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置を執る場合

（公開の届出）

第12条 条例第19条第7項本文の規定による届出は、公開届（様式第21号）とする。

（文化財保護審議会の組織）

第13条 条例第27条第2項に規定する富田林市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の委員は、文化財の保存、継承及び活用に関して学識経験のある者その他委員会が適当と認める者のうちから、委員会が委嘱する。

2 委員の定数は、8人以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審議会の庶務は、文化財保護担当課が行う。

(会長及び副会長)

第14条 審議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

(会議)

第15条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第16条 会長は、審議会の審議事項のうち専門の事項を調査審議する必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員で構成する。

3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、その部会の事務を掌理し、専門部会における審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(臨時委員)

第17条 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、委員会が会長の意見を聴いて委嘱し、当該特別の事項に関する調査が終了したときに解嘱するものとする。

(委員の報酬及び費用弁償)

第18条 委員(臨時委員を含む。)の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤職員のもの報酬及び費用弁償支給条例(昭和51年富田林市条例第20号)による。

(標識等の設置)

第19条 条例第28条の規定による同意は、標識等設置同意書(様式第22号)により行わなければならない。

2 条例第28条の規定にする標識又は説明板には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 文化財等の種別、番号及び名称

(2) 指定年月日

(3) 指定理由（説明板の場合に限る。）

(4) 「富田林市教育委員会」の文字

(5) 設置年月日

(台帳)

第20条 委員会は、市指定文化財の種別ごとに必要事項を記載した台帳を備え、写真、実測図その他の資料を添付するものとする。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。

(富田林市文化財保護規則及び富田林市文化財指定規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 富田林市文化財保護規則（昭和43年富田林市教育委員会規則第5号）

(2) 富田林市文化財指定規則（昭和43年富田林市教育委員会規則第6号）

(招集の特例)

3 第15条第1項の規定にかかわらず、最初に行われる審議会の招集は、教育長が行う。

別表（第3条関係）

市指定文化財の区分及び種別

区分	種別
有形文化財	建造物
	絵画
	彫刻
	工芸品
	書跡・典籍・古文書
	考古資料
	歴史資料
無形文化財	芸能関係

	工芸技術者
民俗文化財	有形の民俗文化財
	無形の民俗文化財
記念物	史跡
	名勝
	天然記念物
文化的景観	文化的景観
伝統的建造物群	伝統的建造物群

その他保存の措置を講ずべきもの

区分	種別
選定保存技術	選定保存技術

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

富田林市教育委員会 様

住 所

氏 名

印

（法人又は団体の場合は、名称及び代表者名）

電話番号

指定同意書

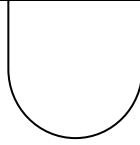
富田林市文化財保護条例第6条第2項の規定により、私の 占有 する下記の
所有

有形文化財
文化財が、富田林市指定 有形の民俗文化財 に指定されることに同意します。
記念物

記

1. 名称	
2. 員数	
3. 所在地	
4. その他参考となる事項	

記号 指定番号



指 定 書

（名称及び員数）

（構造、形式又は寸法、重量若しくは材質その他の特徴）

富田林市指定

に指定します。

年 月 日

富田林市教育委員会 印

(裏面)

所有者等	所有者等の住所	所在地	交付又は再交付の 年月日

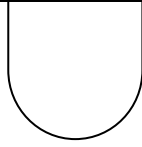
変更事項

所有者等	所有者等の住所	所在地	交付又は再交付の 年月日

備 考

1. 指定書が滅失し、毀損し、亡失し、又は盗難にあったときは、再交付を申請して下さい。
2. 次の場合には、所定の届出書にこの指定書を添えて届け出て下さい。
 - (1) 所有者等を変更したとき。
 - (2) 所在の場所を変更しようとするとき又は変更したとき。
 - (3) 所有者等が氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
3. 指定が解除されたときは、この指定書を富田林教育委員会へ返還して下さい。

記号 認定番号



認 定 書

（氏名）

様

（芸名、雅号等）

（生年月日）

富田林市 指定無形文化財
選定保存技術

の保持者として認定します。

年 月 日

富田林市教育委員会 印

(裏面)

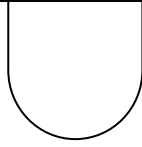
指定又は選定要件

保持者の住所	交付又は再交付の年月日

備 考

1. 認定書が滅失し、毀損し、亡失し、又は盗難にあったときは、再交付を申請して下さい。
2. 次の場合には、所定の届出書にこの認定書を添えて届け出て下さい。
 - (1) 保持者が氏名、芸名若しくは雅号等又は住所を変更したとき（この認定書と引換えに再交付します。）。
 - (2) 保持者が死亡したとき。
3. 次の場合には、この認定書を富田林市教育委員会へ返還して下さい。
 - (1) 市指定無形文化財及び市選定保存技術の選定が解除されたとき。
 - (2) 保持者の認定が解除されたとき。

記号 認定番号



認 定 書

（団体の名称）

（団体の事務所の所在地）

富田林市 指定無形文化財
選定保存技術

の 保持団体 として認定します。
保存団体

年 月 日

富田林市教育委員会 印

(裏面)

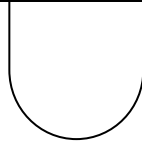
指定又は選定要件

団体の代表者名	交付又は再交付の年月日

備 考

1. 認定書が滅失し、毀損し、亡失し、又は盗難にあったときは、再交付を申請して下さい。
2. 次の場合には、所定の届出書にこの認定書を添えて届け出て下さい。
 - (1) 団体が名称、代表者又は事務所の所在地を変更したとき（この認定書と引換えに再交付します。）。
 - (2) 団体が解散したとき。
3. 次の場合には、この認定書を富田林市教育委員会へ返還して下さい。
 - (1) 市指定無形文化財の指定又は市選定保存技術の選定が解除されたとき。
 - (2) 団体の認定が解除されたとき。

記号 指定番号



指 定 証 書

（名称）

（保護者又は保護団体名）

（住所又は事務所の所在地）

富田林市指定無形の民俗文化財として 年 月 日に指定しました。

年 月 日

富田林市教育委員会 印

(裏面)

交付又は再交付の年月日

備 考

1. 指定証書が滅失し、毀損し、亡失し、又は盗難にあったときは、再交付を申請して下さい。
2. 次の場合には、所定の届出書にこの指定証書を添えて届け出て下さい。
 - (1) 保護者が氏名又は住所を変更したとき（この指定証書と引換えに再交付します。）。
 - (2) 保護者が死亡したとき。
 - (3) 団体の名称、代表者又は所在地を変更したとき（この指定証書と引換えに再交付します。）。
 - (4) 団体が解散したとき。
3. 市指定無形の民俗文化財の指定が解除されたときは、この指定証書を富田林市教育委員会へ返還して下さい。

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

富田林市教育委員会 様

住 所
氏 名 印
(法人又は団体の場合は、名称及び代表者名)
電話番号

指定書等再交付申請書

富田林市文化財保護条例施行規則第7条の規定により、指定書 認定書 指定証書 の再交付を

下記のとおり申請します。

記

1. 区分及び種別	
2. 名称及び員数	
3. 所在地	
4. 指定・認定年月日	
5. 指定書等の記号番号	
6. 所有者等の氏名又は名称 住所	
7. 申請の理由	滅失・毀損・亡失・盗難
8. 滅失・毀損・亡失・盗難の年月日 及び状況	
9. その他参考となるべき事項	

- (添付書類) 1. 滅失、亡失又は盗難の場合は、その事実を証明するに足る書類
2. 毀損の場合は、毀損した指定書等、写真・見取り図

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

富田林市教育委員会 様

住 所
氏 名 印
(法人又は団体の場合は、名称及び代表者名)
電話番号

管理責任者選任（変更・解任）届

富田林市文化財保護条例第9条第3項の規定により、富田林市指定文化財の管理責任
選任
者を 変更 したので、下記のとおり届出します。
解任

記

1. 区分及び種別	
2. 名称及び員数	
3. 所在地	
4. 指定年月日	
5. 指定書の記号番号	
6. 選任（変更・解任）した管理責任者の 氏名	
7. 選任（変更・解任）した年月日	
8. 選任（変更・解任）した理由	
9. その他参考となるべき事項（解任の場 合は、後任者の見込み等）	

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

富田林市教育委員会 様

住 所
氏 名 印
(法人又は団体の場合は、名称及び代表者名)
電話番号

所有者等変更届

富田林市文化財保護条例第10条第1項第1号の規定により、富田林市指定文化財の所有者等を変更したので、下記のとおり届出します。

記

1. 区分及び種別	
2. 名称及び員数	
3. 指定年月日及び指定書の記号番号	
4. 旧所有者等の 氏名又は名称 住所	
5. 新所有者等の 氏名又は名称 住所	
6. 変更年月日	
7. 変更理由	
8. その他参考となるべき事項	

- (添付書類) 1. 所有権の移転を証明するに足りる書類
2. 指定書

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

富田林市教育委員会 様

住 所
氏 名 印
(法人又は団体の場合は、名称及び代表者名)
電話番号

所有者等又は管理責任者の氏名等変更届

富田林市文化財保護条例第10条第1項第2号の規定により、富田林市指定文化財の

所有者等 氏名
管理責任者 の 名称 を変更したので、下記のとおり届出します。
住所

記

1. 区分及び種別	
2. 名称及び員数	
3. 指定年月日及び指定書の記号番号	
4. 変更の内容	(変更前) (変更後)
5. 変更年月日	
6. 変更理由	
7. その他参考となるべき事項	

(添付書類) 指定書

様式第10号（第9条関係）

年 月 日

富田林市教育委員会 様

住 所
氏 名 印
(法人又は団体の場合は、名称及び代表者名)
電話番号

所在の場所変更届

富田林市文化財保護条例第10条第1項第3号の規定により、富田林市指定文化財
の所在の場所を変更 する
したので、下記のとおり届出します。
した

記

1. 区分及び種別	
2. 名称及び員数	
3. 指定年月日及び指定書の記号番号	
4. 所有者等の氏名又は名称及び住所	
5. 管理責任者の氏名又は名称及び住所	
6. 変更前の所在の場所	
7. 変更後の所在の場所	
8. 変更（予定）年月日	
9. 変更理由	
10. その他参考となるべき事項	

(添付書類) 指定書

様式第 1 1 号 (第 9 条関係)

年 月 日

富田林市教育委員会 様

住 所
氏 名 印
(法人又は団体の場合は、名称及び代表者名)
電話番号

滅失等届

富田林市文化財保護条例第 1 0 条第 1 項第 4 号の規定により、

富田林市指定文化財が 滅失した
毀損した
亡失した
盗難にあった
記
ので、下記のとおり届出します。

1. 区分及び種別	
2. 名称及び員数	
3. 所在地	
4. 指定年月日及び指定書の記号番号	
5. 所有者等の氏名又は名称及び住所	
6. 管理責任者の氏名又は名称及び住所	
7. 事実の生じた日時及び場所	
8. 事実の生じた当時における管理状況及び原因	
9. 事実を知った日及びその後に講じた措置	
1 0. 毀損の場合は、その箇所及び程度	
1 1. 当該文化財がその保存上受ける影響	

(添付資料) 毀損の場合は、その状況を示す写真又は見取り図等

様式第12号（第10条関係）

年 月 日

富田林市教育委員会 様

住 所
氏 名
電話番号

印

保持者又は保護者の氏名等変更届

富田林市文化財保護条例 第10条第2項
第24条 の規定により、

富田林市 指定文化財 選定保存技術 の 保持者 保護者 の 氏名 芸名・雅号 住所 を変更 する したので、

下記のとおり届出します。

記

1. 区分及び種別	
2. 名称及び員数	
3. (認定書・指定証書)の記号番号	
4. (認定書・指定証書)の交付年月日	
5. 変更前の氏名等	
6. 変更後の氏名等	
7. 変更年月日	
8. その他参考となる事項	

(添付書類) 認定書又は指定証書

様式第13号（第10条関係）

年 月 日

富田林市教育委員会 様

住 所

氏 名

電話番号

印

保持者又は保護者死亡届

富田林市文化財保護条例 第10条第2項 の規定により、
第24条

富田林市 指定文化財 の 保持者 が死亡したので、下記のとおり届出します。
選定保存技術 の 保護者

記

1. 区分及び種別	
2. 名称及び員数	
3. (認定書・指定証書) の記号番号	
4. (認定書・指定証書) の交付年月日	
5. (保持者・保護者) の氏名及び住所	
6. 死亡年月日	
7. その他参考となる事項	

(添付書類) 認定書又は指定証書

様式第14号（第10条関係）

年 月 日

富田林市教育委員会 様

住 所
氏 名
電話番号
印

保持者又は保護者の心身故障届

富田林市文化財保護条例 第10条第2項 第24条 の規定により、富田林市 指定文化財
の 保持者 保護者 の心身に故障が生じたので、下記のとおり届出します。 選定保存技術

記

1. 区分及び種別	
2. 名称及び員数	
3. (認定書・指定証書) の記号番号	
4. (認定書・指定証書) の交付年月日	
5. (保持者・保護者) の氏名及び住所	
6. 故障の生じた年月日	
7. 故障の状況	
8. その他参考となる事項	

(添付書類) 認定書又は指定証書

様式第15号（第10条関係）

年 月 日

富田林市教育委員会 様

所在地
名 称
代表者名

印

保持団体等の名称等変更届

富田林市文化財保護条例 第10条第2項 第24条 の規定により、富田林市 指定文化財
選定保存技術

保持団体
の 保護団体 の 名称
保存団体 の 事務所の所在地 を変更したので下記のとおり届出します。

記

1. 区分及び種別	
2. 名称及び員数	
3. (認定書・指定証書) の記号番号	
4. (認定書・指定証書) の交付年月日	
5. 変更前の名称等	
6. 変更後の名称等	
7. 変更年月日	
8. その他参考となる事項	

(添付書類) 認定書又は指定証書

様式第16号（第10条関係）

年 月 日

富田林市教育委員会 様

所在地
名称
代表者名
印

保持団体等の代表者変更届

富田林市文化財保護条例 第10条第2項 第24条 の規定により、富田林市 指定文化財
選定保存技術

保持団体
の 保護団体 の代表者に変更がありましたので、下記のとおり届出します。
保存団体

記

1. 区分及び種別	
2. 名称及び員数	
3. (認定書・指定証書) の記号番号	
4. (認定書・指定証書) の交付年月日	
5. 旧代表者の氏名	
6. 新代表者の氏名	
7. 異動年月日	
8. 異動の理由	
9. その他参考となる事項	

(添付書類) 認定書又は指定証書

様式第17号（第10条関係）

年 月 日

富田林市教育委員会 様

旧所在地

旧名称

旧代表者名

印

保持団体等の解散届

富田林市文化財保護条例 第10条第2項 第24条 の規定により、富田林市 指定文化財
選定保存技術

保持団体
の 保護団体 が解散しましたので、下記のとおり届出します。
保存団体

記

1. 区分及び種別	
2. 名称及び員数	
3. (認定書・指定証書) の記号番号	
4. (認定書・指定証書) の交付年月日	
5. 解散の年月日	
6. 解散の理由	
7. その他参考となる事項	

(添付書類) 認定書又は指定証書

様式第18号（第11条関係）

年 月 日

富田林市教育委員会 様

住 所
氏 名 印
(法人又は団体の場合は、名称及び代表者名)
電話番号

現状変更等許可申請書

富田林市文化財保護条例第17条第1項の規定により、富田林市指定文化財の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為をしたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 区分及び種別	
2. 名称及び員数	
3. 指定年月日、指定書の記号番号	
4. 所在地	
5. 所有者等の氏名又は名称及び住所	
6. 管理責任者の氏名又は名称及び住所	
7. 現状変更等を必要とする理由	
8. 現状変更等の内容	
9. 現状変更等着工及び終了予定時期	着工： 年 月 日 終了： 年 月 日
10. その他参考となるべき事項	

(添付資料) 現状変更等の仕様書、計画書、設計図、位置図、写真等

様式第19号（第11条関係）

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

（法人又は団体の場合は、名称及び代表者名）

電話番号

富田林市教育委員会

現状変更等許可書

年 月 日付けで申請のあった富田林市指定文化財の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為について、下記のとおり許可します。

記

1. 区分及び種別	
2. 名称及び員数	
3. 指定年月日及び指定書の記号番号	
4. 所在地	
5. 所有者等の氏名又は名称及び住所	
6. 管理責任者の氏名又は名称及び住所	
7. 現状変更等の内容	
8. 現状変更等着工及び終了予定期間	着工： 年 月 日 終了： 年 月 日
9. 許可条件	

様式第20号（第11条関係）

年 月 日

富田林市教育委員会 様

住 所
氏 名 印
(法人又は団体の場合は、名称及び代表者名)
電話番号

現状変更等終了報告書

富田林市文化財保護条例施行規則第11条第3項の規定により、下記のとおり富田林市指定文化財の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為が終了しましたので報告します。

記

1. 区分及び種別	
2. 名称及び員数	
3. 指定年月日及び指定書の記号番号	
4. 所在地	
5. 終了年月日	
6. その他参考となるべき事項	

(添付資料) 現状変更等終了後の写真又は見取り図

様式第21号（第12条関係）

年 月 日

富田林市教育委員会 様

住 所
氏 名 印
(法人又は団体の場合は、名称及び代表者名)
電話番号

公開届

富田林市文化財保護条例第19条第7項の規定により、下記のとおり富田林市指定文化財を出品又は公開の用に供するため、届出します。

記

1. 区分及び種別	
2. 名称及び員数	
3. 指定年月日及び指定の記号番号	
4. 所在地	
5. 所有者等の氏名又は名称及び住所	
6. 管理責任者の氏名又は名称及び住所	
7. 展覧会等の名称及び趣旨	
8. 公開期間	
9. 公開場所	
10. 主催者名称（氏名）及び所在地（住所）	
11. 公開期間中の保管責任者	
12. その他参考となる事項	

様式第22号（第19条関係）

年 月 日

富田林市教育委員会 様

住 所
氏 名 印
(法人又は団体の場合は、名称及び代表者名)
電話番号

標識等設置同意書

富田林市文化財保護条例第28条の規定により、私の占有する下記の富田林市指定文化財について、標識又は説明板を設置することに同意します。

記

1. 区分及び種別	
2. 名称	
3. 指定年月日及び指定書の記号番号	
4. 標識等の種類	
5. 標識等の設置の場所	
6. その他参考となる事項	